



Experts Comptables – Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

2009年10月

フランスと社会保障協定を結んでいる国の居住者による

フランスの年金申請手続きについて

このメモは、フランスと社会保障協定を結んでいる国からフランスの年金を清算したいと望んでいる定年年齢に達した外国籍の人を対象にしています。

フランスの年金清算申請は、該当者がフランス国に居住していることは条件づけられていないということが大切なポイントです。

しかし、フランスに仕事で滞在中、フランスの年金公庫に掛金支払を行った人のみに門戸が開かれています。

このメモの中では、フランス企業が定年を迎える人に払う、法律や団体協約によって定められている退職金については触れておりません。

I フランスにおける年金制度の種類

フランスでは、年金制度は大きく次の2つのカテゴリーに分けられます。

- 社会保険機構の一般制度からの老齢年金、これは役職の有無にかかわらず、すべての給与所得者に与えられます。
- 補助年金
 - ARRCO 役職の有無にかかわらず給与所得者全員の補助年金、給与のA区分（2009においては年34,308€）がベースとなります。
 - AGIRC 管理職者（CADRE）の給与のA、B、C区分がベース。（2009年においては年収274,464€以上の部分は対象外。）

上記以外に企業が任意に他の私的年金機関を加入することもできます。年金申請の方法は、私的年金機関との契約内容により異なります。

II フランスと締結している他国の社会保障協定の影響

日本とフランスとの社会保障協定は最近署名調印され、発効されました。この協定では、社会保障の様々な分野でのメリットが取り上げられています。特に老齢年金に関してですが、年金の掛金支払の期間を二国間で通算できること。そして両国で二重払いをしていた社会保険が駐在員として赴任する国の制度のみに加入することなどです。

年金掛金支払期間の通算に関して、この協定では、年金申請手続きを容易に進めるために最初に年金契約を交わしている国家の制度における老齢・疾病保険の掛金支払期間を考慮することを認めています。

また、日仏新社会保障協定のおかげで、フランスの社会保障制度に加入するために日本の社会保険制度を脱退することが義務付けていた日本人出向者にとって不利になることなく、フランスに掛金を支払っていた期間も日本の社会保険機関により通算してもらえるようになり、日本での社会保険制度の恩恵を享受することが可能となりました。

この年金掛金支払期間の通算は、フランスにて勤務した全ての日本人に対して2007年5月の日仏新社会保障協定発効以前に就労していた日本人にも同様に適用されます。

また、この協定により、一定の条件と形式をとった上でこれら両国（出向者の本国と赴任国）での社会保険掛金の二重支払がなくなりました。フランスに赴任している日本人の出向者は、日本の社会保障制度とフランスの社会保障制度（基礎年金と補足年金）の両方に同時に掛金を支払うということを避けることができます。そしてケースによりますが、日本の社会保障制度に赴任後も引き続き加入するか、フランスの社会保障制度にのみ加入するかのどちらかになります。

従って、日本人駐在員が日本の社会保障制度に加入を続ける場合、フランスの年金保険機関に掛金支払を一切することはなくなります。こういうケースでは、フランスの社会保障制度に対して掛金の支払をしないので、これから述べるフランスの年金申請の方法に関する情報は関係のないことになります。

しかし、新協定の発効前（2007年6月1日以前）にフランスに赴任していた日本人出向者で、日仏社会保障協定に基づく条件に従ってフランスの社会保障制度から脱退した出向者には、これから述べるフランスの年金申請の方法が、2007年6月1日以前にフランスの社会保険機関に掛金支払していた期間に対して関係してきます。

日仏社会保障協定の発効以前にフランスに赴任し、フランスの年金制度に掛金支払をし、日本に帰国した出向者に対しても同様にこれから述べる年金申請方法は適用されます。

またこれから述べます年金申請方法は、フランスにて勤務された日本人出向者の大多数の方に対して実際の手続きをする上で関係のある情報といえます。

III フランスにおける年金の計算方法と支給申請手続について
A 社会保障機関の老齢基礎年金申請

本国に帰任した外国人にとって、フランスとの社会保障協定が調印されている場合、老齢基礎年金の申請は居住国の社会保険機関において行われることになります。ですから、フランスの社会保障制度に掛金支払を行っていて、日本に帰国した日本人は、日本の社会保険庁を通して年金申請を行います。

この場合、フランスと日本での就労期間がそれぞれ累積され、年金申請はすべて日本の社会保険庁を通して行われるので、日本の社会保険庁がフランスの社会保険機関に対し、出向者のフランスでの就労期間を承認するように手続することになります。

B 補足年金公庫における年金申請

補足年金公庫に於ける年金取得権は、フランスで実際に就労していた期間に掛金支払をしてきた金額をベースとして計算された点数をもとに与えられます。

補足年金の最終的な年金支給額は被保険者の獲得した点数、点数の価値(定期的に変更あり)、そして年金申請が実行される年齢に応じて、時に適用される減給率によって決められます。

現在、フルレートで補足年金を享受するためには、年金申請が少なくとも 65 歳に達してから実行されること、あるいは最低でも 41 年間に渡る掛金支払をしてきたことが必要になっています。もし、補足退職年金がこの条件に達する前に申請される場合は、減給率（現在 22%）が支給金額の計算に適用されることになります。

この申請は、最終の雇用者が納めていた補足年金機関に申し出ます。この

機関がすでに存在しない場合は、AGIRC と ARRCO に年金申請をします。申請は、本人または代理人を通して補足年金機関で入手することができる所定の申請書式を提出します。

*

* *

このように、新規社会保障協定が導入され、日仏間において調印もなされたわけですが、外国人によるフランスの年金申請は今もなお取り上げられる課題となっています。

手続に必要な書類を作成するにあたり、外国籍の方で定年退職なさる方は、ご自分が働いていたフランス子会社のフランス人従業員に代理で申請手続きを進めてもらうか、その子会社の顧問弁護士事務所、顧問公認会計士事務所にご相談なさることをお勧めします。